

(3)

中学校における 学校選択制の導入（特定地域選択制）

～教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供します～

【制度導入にあたって】

- ◆ 「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」といった学校選択制が本来果たすべき目的を達成していく観点から、東側エリアの中学校でのみ選択制を導入することとし、取組計画前期（P.13「取組計画」参照）に再編に取りかかる西側エリア（A、Bブロック）の再編が完了してから、全中学校で選択制の導入を目指します。
- ◆ 生徒の希望や個性に応じた特色ある学校が適切に選択できるよう、学校説明会や学校公開を実施するなど学校情報の公開に努めます。

【実施時期】

平成 27 年 4 月から（入学時のみ）

【希望できる方】

東側エリア（C・Dブロック）の小学校下に居住し、区内の中学校に入学する方

【希望できる範囲】

東側エリア（C・Dブロック）にあるすべての中学校

【その他】

- ◆ 住所地により指定される通学区域校*³には必ず就学可能です。
- ◆ 通学区域校*³とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入れ可能人数を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。
- ◆ 抽選となった場合、希望者のうち①兄弟関係、②進学先中学校の順に優先的事項として配慮します。（優先条件）

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。（希望は第2希望まで可能）
- ❗ 受入可能人数*⁴を超える希望があった場合は、公開抽選で就学者を決定します。
- ❗ 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*³に就学していただきます。（通学区域校には必ず就学できます。）
- ❗ 自転車通学はできません。

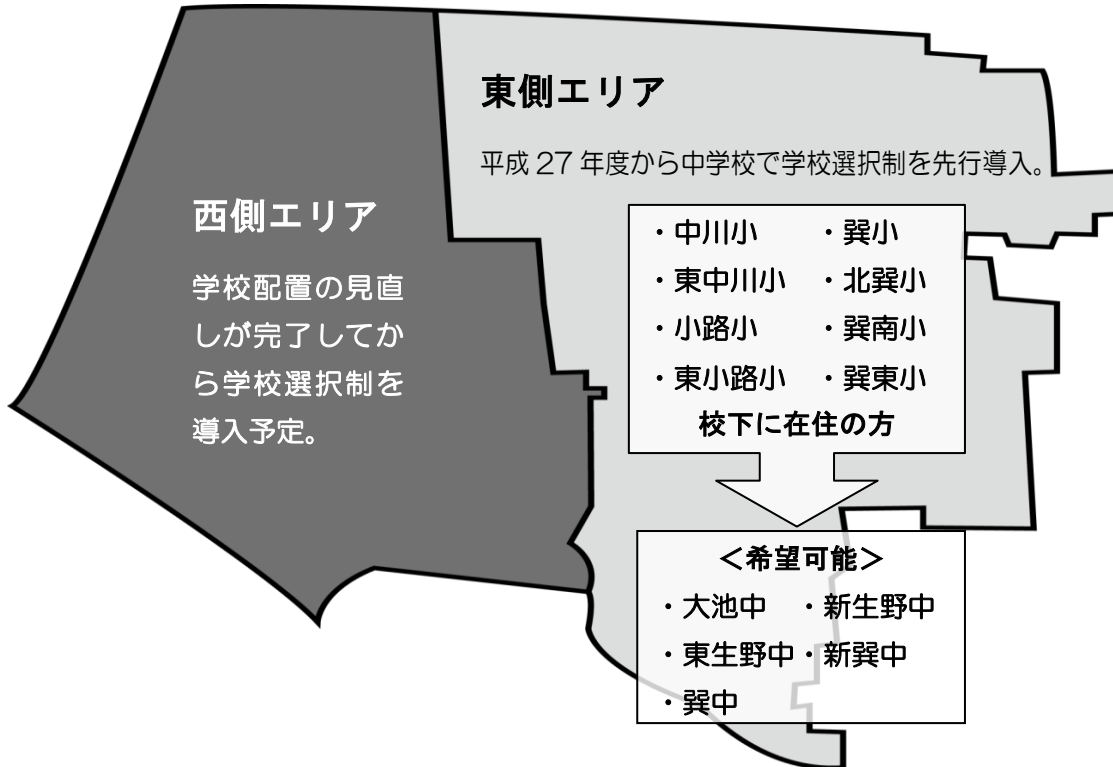
【参考】併せてご確認ください。

- ・資料4 学校選択制・指定外就学基準の適用による学校決定までの流れ（例）
- ・資料6 通学区域（概況）
- ・資料7 小学校及び中学校通学区域（現況）

*³ 「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*⁴ 「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。

図4 中学校における学校選択制の概要



よくある質問とその回答 ③

Q1. 小学校では学校選択制を導入しないのか？

小学校については、当区では小規模校の割合が7割を超えており、制度目的を果たしていく環境が整っていないことから、学校選択制の導入を行いません。

Q2. 西側エリアにある小学校下に居住しているが、指定外就学基準の適用（全市統一の要件）で東側エリアの小学校に通学している。中学校に進学する際に学校選択制を活用できるのか？

学校選択制が適用されるのは東側エリアの小学校下に居住する方ですので、西側エリアの小学校下に居住している方は学校選択制は活用できません。ただし、全市統一の指定外就学基準を適用して就学している場合、進学時も引き続き制度を活用して通学区域校を変更できることがあります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q3. 学校選択制と指定外就学基準の違いがよくわからない。

それぞれの制度の目的により、適用対象や内容に違いがあります。

- ・学校選択制：生徒や保護者が教育活動など学校の特色によって就学する学校希望できる
- ・指定外就学基準の適用：特段の理由があり、一定の条件を満たす場合に、通学区域以外の学校への就学を認める例外規定、